

「子ども・子育て支援新制度」について

平成26年7月7日
宇城市こども福祉課

※国資料等を基に作成したものであり、今後修正があり得ます。

子ども・子育て関連3法

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

- ◎「子ども・子育て支援法」
- ◎「改正認定こども園法」
- ◎「関係整備法」

※子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

3つの「目的」

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保
- 地域の子ども・子育て支援の充実

新制度の全体像

■新制度による子ども・子育て支援サービスは、「給付」と「事業」で構成される。

子ども・子育て支援給付		地域子ども・子育て支援事業
施設型給付	認定こども園	■地域子育て支援拠点事業
	幼稚園	■一時預かり事業
	保育所	■病児・病後児保育事業
地域型保育給付	小規模保育	■利用者支援事業 ●子どもや保護者が、新制度により提供される学校教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援
	家庭的保育	■放課後児童クラブ ●対象児童を拡大(概ね10歳未満の小学生→小学校6年生) ●設備・運営(従事者、員数、施設・設備、開所日数・時間等)に関する基準を、国が定める基準に基づき、市町村が条例化(現行制度の基準はガイドラインによる)
	事業所内保育	■ファミリー・サポート・センター事業
	居宅型保育	■延長保育事業 ■妊婦健診 ■乳児家庭全戸訪問事業 ■養育支援訪問事業 (要支援児童・要保護児童等の支援に資する事業)

※地域の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し実施していきます。

2

新制度で増える教育・保育の場

幼稚園・保育所に加えて、〈認定こども園〉の普及を図ります。

〈地域型保育〉を新設し、待機児童の多い3歳未満児の保育を増やします。

就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設

教育と保育を一体的に行う施設

認定こども園

家庭的保育

小規模保育

事業所内保育







新制度では、認可手続の簡素化などにより、新たな施設や幼稚園・保育所からの移行をやすくし、さらに普及を図っています。

多くの都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

多くの利用されました。
「認定こども園」を普及していきます。

多くの都市部、子どもが減っている地域の双方で身近な保育の場を確保していきます。

多くの利用されました。
「認定こども園」を普及していきます。

多くの利用されました。
「認定こども園」を普及していきます。

新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。

保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子どもが減っている地方など、地域の様々な状況に合わせて保育の場を確保します。

新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。

新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。

新制度では、新たに市町村の認可事業とし、待機児童の多い0~2歳児を対象とする事業を増やします。

① 保護者の働いている状況に問わりなく、どのお子さんも、教育・保育と一緒に受けます。

② 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、遅い慣れた園を継続して利用できます。

③ 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

① 家庭的保育(保育ママ)
家庭的な雰囲気のもので、少人数(定員6人以下)を対象に、家庭的保育を行います。

② 小規模保育
少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもので、きめ細かな保育を行います。

③ 居宅訪問型保育
会員の家庭形態の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育します。

地域の子育て支援の充実



すべての子育て家庭のため に、
地域の子育て支援も、利用 しやすく変わります。

新制度は、共働き家庭だけでなく、すべての子育て家庭を支援する
ご家庭で子育てをする保護者も利用できる「一時預かり」や、身近
地域の様々な子育て支援を充実していきます。

仕組みです。

などところで子育て相談などが受けられる「地域子育て支援拠点」など、

一時預かり

- 急な用事や短時間のパートタイム就労など、
子育て家庭の様々なニーズに合わせて、
一時預かりを利用しやすくなっています。

例(以下)のような利用方法があります。
・保育所や幼稚園子育て支援拠点での一時預かり
・幼稚園・保育所などでもあるので、主に園児を対象とした一時預かり(預かり保育)
・保育所や幼稚園とも園、小規模保育などでの、空き定員を利用した一時預かり
・訪問型の一時預かり

地域子育て支援拠点

- 地域の身近なところで、気軽に親子の交流や子育て相談ができる場所を増やしていきます。
- 公共施設や保育所など、様々な場所で、行政やNPO法人などが担い手となって行います。

病児保育

- 病気や病後の子どもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かります。
- 保育所などの施設によっては、保育中の体調不良児を、保護者の迎えまで安静に預かるところもあります。

利用者支援

- 子育て家庭のニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育て支援などから必要な支援を選択して利用できるように、情報の提供や相談・援助などをします。
- 地域子育て支援拠点や行政窓口その他の場合で、専任職員が相談などを受け付けます。

放課後児童クラブ

- 保護者が星間家庭にいない児童(小学生)が、放課後に小学校の余裕教室、児童館などで過ごすことができるようになります。
- 地域のニーズに合わせて、放課後児童クラブを増やしていくとともに、新制度では職員や施設・設備について新たに基準を設けて質の向上を図っています。また、小学校6年生まで対象となります。

新制度の取組みは、

住民にもっとも身近な市町村が中心となって進めます。
・市町村は施設の子育て家庭の状況や、子育て支援へのニーズをしっかりと把握し、様々な施設・事業など支援のメニューの中から、地域のニーズに見合ったものを計画的に整備し、実施していきます。
・計画的に取組みを進めため、市町村は新制度の開始(平成27年4月予定)から5年間を計画期間とする、「市町村子ども・子育て支援事業計画」をつくります。
・都道府県や国は、こうした市町村の取組みを制度面、財政面などで支えていきます。

4

05

4

06

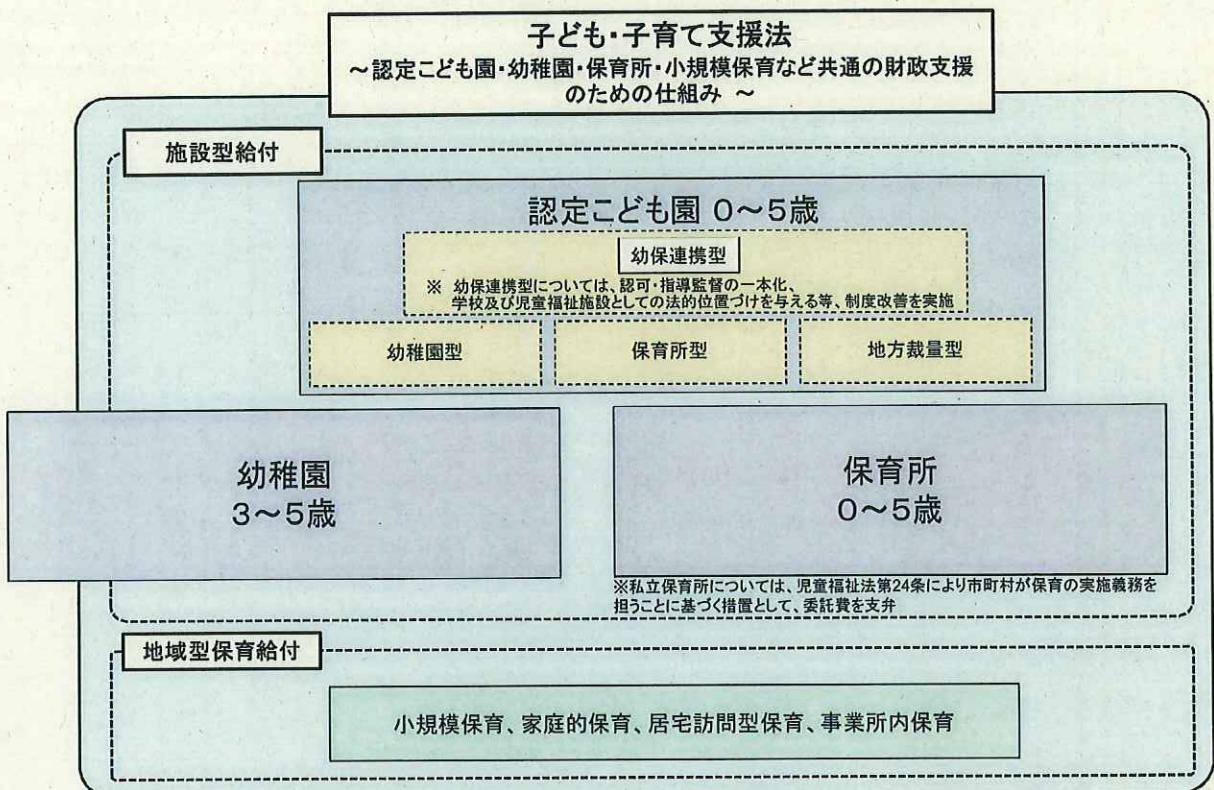
主な改革内容①:「給付」の創設

1 施設型給付(認定こども園、幼稚園、保育所)

- 個々の児童について支給区分を認定※1し、認定区分に応じた給付を行う。
- 保護者に対する給付を、施設が法定代理受領。
- 市が利用調整※2を行った上で、利用者と施設が直接契約。(利用料は施設が徴収。)
ただし、民間保育園は従来どおり利用者と市町村が契約。(保育料は市町村が徴収。)
- 給付の対象となる施設は、利用定員を定めた上で市が確認。※3
※私立幼稚園は、給付を受けず、従来どおり私学助成・就園奨励補助を受けることも可能。
- 国が給付単価の「公定価格」を定める。
- 利用者負担は、現行水準・利用者の負担能力を勘案した応能負担。

2 地域型保育給付(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)

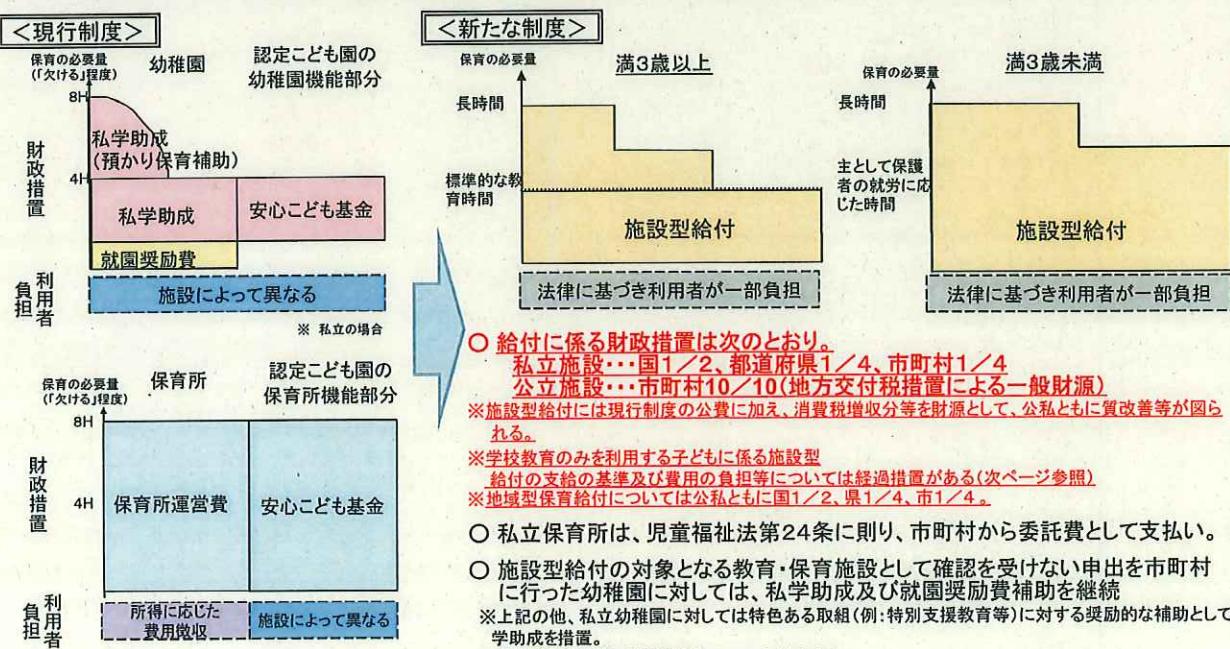
- 保育の必要性の認定に応じた給付等、基本的な仕組みは施設型給付と同じ。



6

施設型給付の構造

- 施設型給付については、次のような給付構成を基本とする。
 - 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
 - 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付



7

※1支給認定について

- 保護者からの申請に基づき、市町村が認定し、認定証を交付。
- 支給認定は次の3区分。
 - [1号認定]満3歳以上／保育の必要性なし
 - [2号認定]満3歳以上／保育の必要性あり
 - [3号認定]満3歳未満／保育の必要性あり
- さらに、保育の必要量に応じて、「保育標準時間認定」と「短時間認定」に区分。
- 保育を必要とする事由(現行の「保育に欠ける」要件に相当)、保育標準時間／短時間の区分、優先利用等について、国が定める基準に基づき、市が基準を定める。



施設型給付費等の支給を受ける子どもの認定区分

○子ども・子育て支援法では、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、これに従って施設型給付等が行われる。(施設・事業者が代理受領)

認定区分	給付の内容	利用定員を設定し、給付を受けることとなる施設・事業
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 <u>2号認定子ども以外のもの(1号認定子ども)</u> (第19条第1項第1号)	教育標準時間 (※)	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(2号認定子ども) (第19条第1項第2号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの(3号認定子ども) (第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

(※)教育標準時間外の利用については、一時預かり事業(幼稚園型)等の対象となる。

10



認定に当たって

保育所などでの保育を希望する場合は、
保育の必要な事由に該当することが必要です。

保育所などでの保育を希望される場合の保育認定(2号認定、3号認定)に当たっては、
以下の3点が考慮されます。

① 保育を必要とする事由 [次のいずれかに該当することが必要です。]

- 就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など、基本的にすべての就労を含む)
 - 妊娠、出産
 - 保護者の疾病、障害
 - 同居又は長期間入院等している親族の介護・看護
 - 災害復旧
 - 求職活動 (就職準備を含む)
 - 就学 (就職訓練等における就業訓練を含む)
 - 居候やヤリVのおそれがあること
 - 育児休業取得中に既に保育を利用している子どもがいて继续利用が必要であること
 - その他、上記に類する状態として市町村が認める場合
- ※同居の親族の方が子どもを保育することができる場合、利用の優先度が調整される場合があります。

② 保育の必要量

[就労を理由とする利用の場合、次のいずれかに区分されます。]

a 「保育標準時間」利用 ▶ フルタイム就労を想定した利用時間(最長11時間)

b 「保育短時間」利用 ▶ パートタイム就労を想定した利用時間(最長8時間)

※「保育標準時間」利用が可能となる保護者の就労時間の下限は、1ヶ月当たり48~54時間の範囲で、市町村が定めることとなります。

③ 「優先利用」への該当の有無

ひとり親家庭、生活保護世帯、生計中心者の夫や、お子さんに障害がある場合などには、
保育の優先的な利用が必要と判断される場合があります。

※具体的な調査は市町村において順次検討が行われます。詳細は、お住まいの市町村におたずねください。

保護者のみなさんの働き方と子育ての状況にあわせて、
例えば、こんな支援が利用できます。

新制度のもので、あなたが受けける支援を探して参考にしてください。

なお、これら必要な支援が利用しやすいよう、身近な場所に専門の職員を配置する取り組みも行います。

育休が届けたら、仕事をしっかり残さない!

両親ともフルタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でフルタイム)の場合

- 認定こども園
- 保育所
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合は「保育標準時間」利用が基本となります。

※3日のパートのときだけ、預かり保育もしてほしい...

両親のどちらかがパートタイムの共働き世帯(もしくはひとり親家庭でパートタイム)の場合

- 認定こども園
- 保育所
- 幼稚園 + 一時預かり ※満3歳以上の場合は「保育標準時間」利用が基本となります。

子どもまだ小さいし、ゆっくり子育てを楽しみたい

両親のどちらかが専業主婦(夫)の世帯の場合

- 【施設を利用】 【在宅で子育て】
- 認定こども園
- 地域の子育て支援
- 幼稚園 ※満3歳以上の場合は「保育標準時間」利用が基本となります。
- ・地域子育て支援拠点や認定こども園などの子育て支援
- ・一時預かり

※お住まいの地域で実際にどのような支援が提供されるのかは、市町村におたずねください。



11

保育の必要性の認定について①

1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

2. 「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

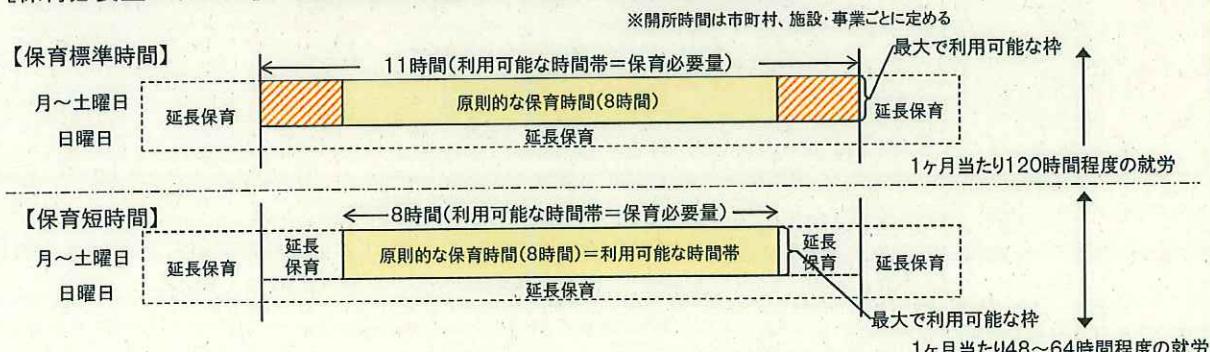
現行の「保育に欠ける」事由	新制度における「保育の必要性」の事由
<p>○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること</p> <p>①昼間労働することを常態としていること(就労)</p> <p>②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)</p> <p>③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)</p> <p>④同居の親族を常時介護していること。(同居親族の介護)</p> <p>⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たつていること(災害復旧)</p> <p>⑥前各号に類する状態にあること。(その他)</p>	<p>○以下のいずれかの事由に該当すること</p> <p>※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能</p> <p>①就労 ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)</p> <p>②妊娠、出産</p> <p>③保護者の疾病、障害</p> <p>④同居又は長期入院等している親族の介護・看護 ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護</p> <p>⑤災害復旧</p> <p>⑥求職活動・起業準備を含む</p> <p>⑦就学・職業訓練校等における職業訓練を含む</p> <p>⑧虐待やDVのおそれがあること</p> <p>⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること</p> <p>⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合</p>

12

保育の必要性の認定について②

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

13

※2 利用調整について

- 給付の対象となる保護者に対する「利用調整」が市町村の義務となる。

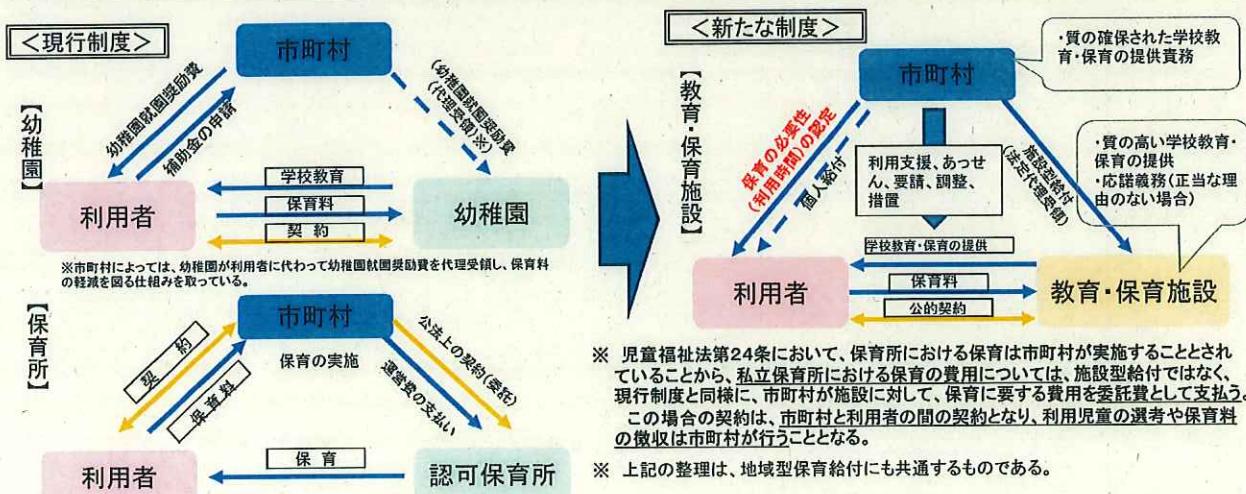
【利用調整の内容】

- ・施設等に関する情報の提供
- ・施設等の利用に関する相談・助言(保護者の利用希望等を勘案して実施)
- ・施設等のあっせん
- ・施設等に対する利用の要請

14

本制度における行政が関与した利用手続

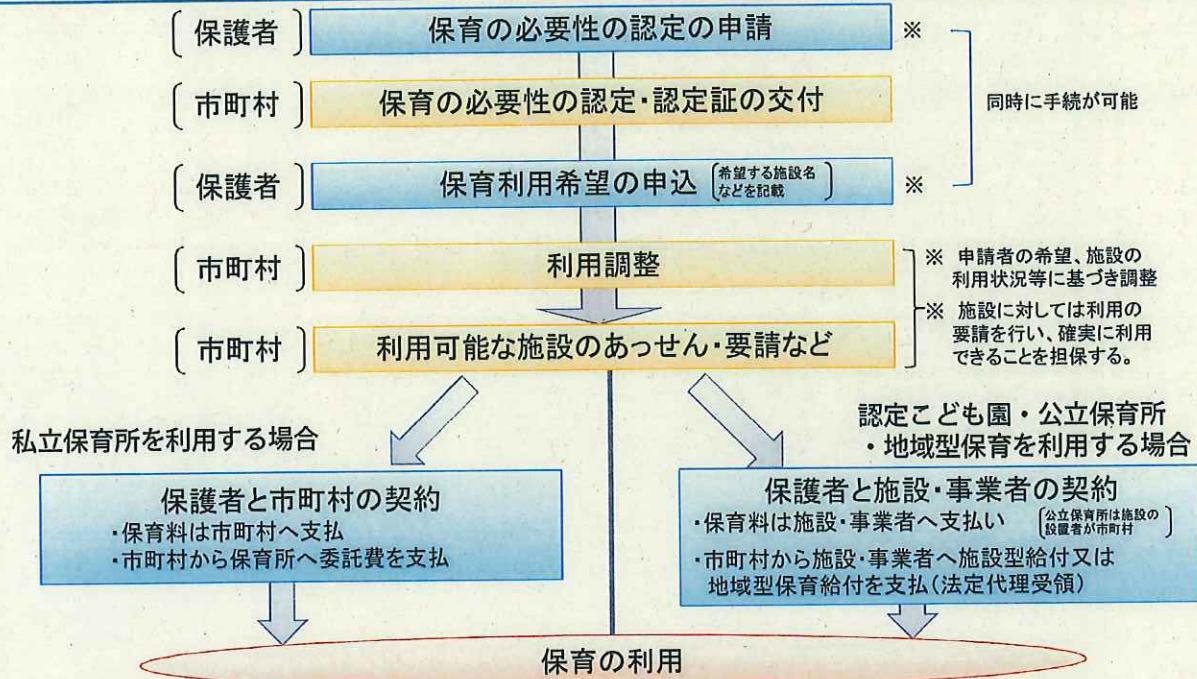
- 市町村が客観的基準に基づき、教育・保育の利用時間を認定する(認定区分、事由(就労、介護等)、保育必要量(保育標準時間・保育短時間))。
 - 【認定区分】
 - 1号認定(支援法第19条第1号該当)…教育標準時間認定・満3歳以上 → 認定こども園、幼稚園
 - 2号認定(支援法第19条第2号該当)…保育認定(標準時間・短時間)・満3歳以上 → 認定こども園、保育所
 - 3号認定(支援法第19条第3号該当)…保育認定(標準時間・短時間)・満3歳未満 → 認定こども園、保育所、地域型保育
 - 施設型給付については、保護者に対する個人給付を基礎とし、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、居住市町村から法定代理受領する仕組みとする(保育料等は施設が利用者から徴収)。私立保育所については右下図※印
 - 契約については、市町村の関与の下、保護者が自ら施設を選択し、保護者が施設と契約する公的契約とし、施設の利用の申込みがあつたときは、「正当な理由」がある場合を除き、施設に応諾義務を課す。私立保育所については右下図※印
 - 入園希望者が定員を上回る場合は「正当な理由」に該当するが、この場合、施設は、国の選考基準に基づき、選考を行う。
- ※ 1号認定子どもについては、施設の設置者が定める選考基準(選考方法)に基づき選考することを基本とする。2号・3号認定子どもについては、定員以上に応募がある場合、優先利用に配慮しつつ、保育の必要度に応じて選定する。



15

新制度における保育を必要とする場合の利用手順(イメージ)

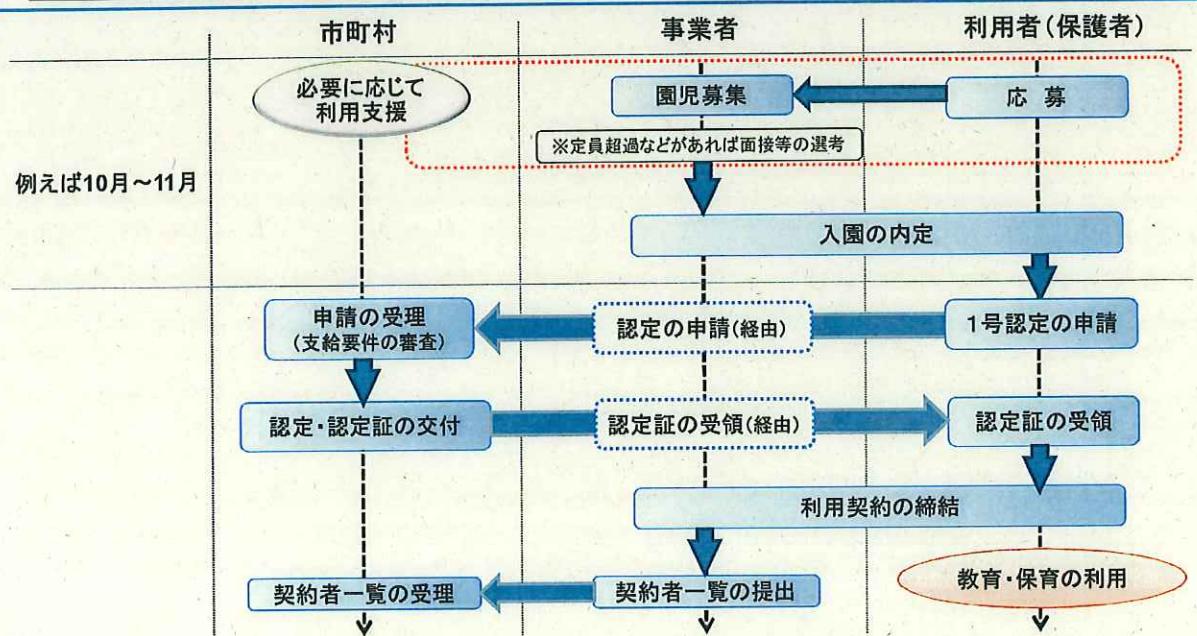
- 当分の間、保育を必要とする子どもの全ての施設・事業の利用について、市町村が利用の調整を行う。(改正児童福祉法第73条1項)
- 認定こども園・公立保育所・地域型保育は、市町村の調整の下で施設・事業者と利用者の間の契約とする。
- 私立保育所は市町村と利用者の間の契約とし、保育料の徴収は市町村が行う。



16

教育標準時間認定の子どもに係る簡素な利用手続

- 教育標準時間認定(1号認定)については、施設(幼稚園・認定こども園)を利用するに当たって、保護者が市町村に認定申請を行い、支給認定及び支給認定証の交付を受けることが必要となる。
 - * 保護者の就労状況等の提出・審査は要さない。
 - * 市町村による利用調整(児童福祉法)の対象ではないが、利用のあっせん(子ども・子育て支援法)の対象。
- 市町村・保護者の事務負担軽減や現行の園児募集との整合性の観点から、幼稚園就園奨励費の事務を参考に、保護者が入園予定の施設を通じて、市町村に認定申請を行い支給認定証の交付を受ける手続を基本とする方向で検討中。



17

※3確認制度について

- 市町村は、事業者からの申請に基づき、給付の対象となる施設・事業を利用定員を定めた上で「確認」。※施設・事業の「認可」とは別の手続き
- 利用定員は、当該施設・事業の類型に従い、事業計画(需要と供給)に照らし、認定区分(1号／2号／3号)ごとに設定。
- 市は、利用定員の設定に当たり、子ども・子育て会議の意見を聞く必要あり。

18

確認制度について①

【確認主体について】

- 納付の実施主体である市町村(基礎自治体)が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
 - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする(幼稚園は適用なし)。
 - ②利用定員は、認定区分(1号～3号)ごと、3号認定(保育認定・満3歳未満)は0歳と1・2歳に区分して設定する。
 - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
 - ・恒常に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする方向(実利用人員に応じた基準を満たすことが前提)。
 - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の講論と併せて検討(定員弾力化の扱い、給付の減算措置等)。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があつたものとみなす。※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

【対象施設・事業について】

〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を求める。
※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

〔運営基準の遵守〕

- 施設の設備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う(立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等)。

〔辞退〕

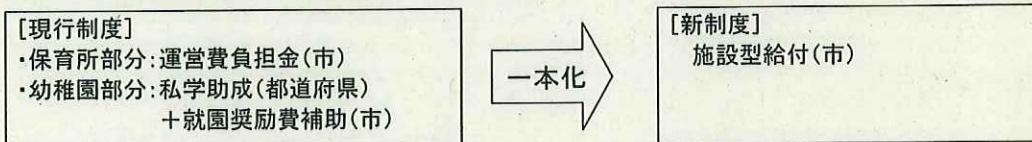
- 対象施設・事業としての地位(確認)を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

19

主な改革内容②：認定こども園制度の改善 ～新たな「幼保連携型認定こども園」の創設～

■「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」として、新たな「幼保連携型認定こども園」を創設。

- 満3歳以上児に対し、学校教育と就労時間に応じた保育を提供（満3歳未満児の受入れは任意）。
- 行政からの財政措置が「施設型給付」に一本化。



●認可手続・権限が一本化



※その他の類型（幼稚園型、保育所型、地方裁量型）の認定こども園の認可手続等は現行どおり

- 設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ。
- 既存の幼稚園、保育所からの移行は任意。

20

認定こども園法の改正について

- 認定こども園法の改正により、「学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設」を創設（新たな「幼保連携型認定こども園」）
 - ・既存の幼稚園及び保育所からの移行は義務づけず、政策的に促進
 - ・設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ（株式会社等の参入は不可）
- 財政措置は、既存3類型も含め、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の「施設型給付」で一本化
 - 消費税を含む安定的な財源を確保

〔類型〕

《現行制度》

幼保連携型
(720件)

※設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

幼稚園
(学校)
保育所
(児童福祉施設)

○ 幼稚園は学校教育法に基づく認可
○ 保育所は児童福祉法に基づく認可
○ それぞれの法体系に基づく指導監督
○ 幼稚園・保育所それぞれの財政措置

幼稚園型
(410件)

※設置主体は国、自治体、学校法人のみ

幼稚園
(学校)
保育所機能

保育所型
(189件)

※設置主体制限なし

幼稚園機能
保育所
(児童福祉施設)

地方裁量型
(40件)

※設置主体制限なし
(認定こども園の合計件数は1359件(平成26年4月時点))

《改正後》

幼保連携認定こども園
(学校及び児童福祉施設)

○ 改正認定こども園法に基づく単一の認可
○ 指導監督の一本化
○ 財政措置は「施設型給付」で一本化
※ 設置主体は国、自治体、学校法人、社会福祉法人のみ

○ 施設体系は、現行どおり

○ 財政措置は「施設型給付」で一本化

21

主な改革内容③：事業計画の策定

- 市町村及び都道府県ごとに、国の「基本指針」に即した「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、これに基づいて給付・事業を実施。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」、「確保方策」、「実施時期」等を定める。
- 「量の見込み」は、市内の子どもについて、教育・保育等の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定する。
→保護者に対する「ニーズ調査」を実施（26年1月頃実施）
※ニーズ調査の結果等については、次回会議で議論する予定。
- 計画期間は5年間（27～31年度）。（中間年度等で見直しの必要が生じる可能性あり。）
- ◎計画の策定・変更、進捗管理（PDCAサイクルのチェック）に当たり、子ども・子育て会議の意見を聞く必要があります。

22

主な改革内容④：子ども・子育て会議の設置

- 自治体に「子ども・子育て会議」を設置し、新制度に基づく子ども・子育て支援策に、子育ての当事者、子育て支援の当事者等の意見を反映。
- 国の子ども・子育て会議においては、「基本指針」、公定価格、各種基準（施設・事業の設備・運営基準、保育の必要性の認定基準等）などの重要事項について意見を聴取。
- 自治体においても、「地方版子ども・子育て会議」の設置が努力義務とされ、新制度による子ども・子育て施策が、地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保する上で、重要な役割が期待されている。
- ※「宇城市子ども・子育て会議条例」を制定し、「宇城市子ども・子育て会議」を設置。

23

財源・費用負担

- 国は、10%への消費増税により、平成27年段階で、0.7兆円の追加財源(恒久財源)を確保。
[消費増税(予定)]平成26年4月:8%→平成27年10月:10%
- 0.7兆円は、保育等の「量の拡充」(待機児童解消等)及び「質の改善」(職員配置・待遇改善等)に充当。
- 質・量の充実を図るため、0.7兆円に加え、さらに0.3兆円程度の追加財源が必要であり、その確保が国の課題とされている。(子ども・子育て支援法附則に政府の努力義務。)

【国と地方の負担割合】

国:都道府県:市町村	
施設型給付・地域型保育給付	2:1:1
地域子ども・子育て支援事業	1:1:1

24

スケジュール

- 平成27年4月施行予定。(10%への消費増税の時期と連動。)
- 施行に必要な準備(子ども・子育て会議の設置、事業計画の策定、認可基準条例の制定、支給認定手続、認可・確認手続等)は、施行を待つことなく、順次実施する必要あり。
- 子ども・子育て会議の意見を聴きつつ、ニーズ調査結果を踏まえた上で、事業計画の「量の見込み」「確保方策」をとりまとめる必要あり。
- 保育の必要性の認定手続き、給付対象の確認手続き等は、12月を目途に着手する必要あり

25